

令和3年第3回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 令和3年 9月13日 午前10:00

○散 会 午後 2:52

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 藤 原 仁 美	5番 菅 原 龍太郎	6番 佐 藤 敏 雄
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 鑑 仁 志	18番 西 村 武	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 鈴木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 剛
市民生活部長 伊 藤 国 栄	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
福祉保健部技監兼社会福祉課長 筒 井 弥 生	産業建設部長 櫻 庭 春 樹
上下水道局長 渋 谷 一 春	教 育 部 長 伊 藤 貢
総 務 課 長 千 葉 秀 樹	企画政策課長 安 田 秀 樹
学校教育課長 島 崎 徳 之	幼児教育課長 古 仲 淳

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二	議会事務局次長 鈴木 学
---------------	--------------

令和3年第3回潟上市議会定例会日程表（第2号）

令和3年 9月13日（2日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで、市長より発言の申し出がありますのでこれを許します。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

新型コロナウイルスワクチン接種計画に関して、本日お手元に配付しておりますとおり、今後の計画についてご報告致します。

先の行政報告では、国からのワクチン供給量が9月以降の接種に必要な量の4割程度の見込みとご報告しておりましたが、地元の実情を踏まえた県への働きかけなどにより、予定していたワクチン供給量の確保に目処が立ったことから、集団接種の日程を追加することに致しました。

具体的には、9月12日から毎週日曜日かたりあんでの集団接種に加え、10月24日日曜日からは、かたりあんと昭和館で合わせて1,140人の接種を行う予定としております。

予約については、10月11日月曜日から受け付ける予定としております。

集団接種は11月末で終了し、集団接種と個別接種を合わせた12歳以上の接種者は82.8%と見込んでおります。

なお、詳細はこのあと市ホームページ、LINE、広報等でお知らせ致します。

今後も、市民が安心してワクチン接種ができるよう、万全を期してまいります。

以上でございます。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1一般質問を行います。一般質問については、1回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式によって行います。

なお、時間は答弁を含めまして60分とし、質問の最初は質問席にて、再質問からは自席において行います。

それでは本日の発言の順序は、12番藤原典男議員、4番藤原仁美議員、5番菅原龍太郎議員、1番鈴木壮二議員の順に行います。

12番藤原典男議員の発言を許します。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。朝早くから傍聴にかけつけられました市民の皆様、本当にご苦勞様でございます。また、9月議会を準備されました市長をはじめ職員の皆様、本当にご苦勞様でございます。

私は、市長の公約の1つ、稼げる力について、2つ目は、子ども・子育て支援事業について質問致しますので、答弁を宜しくお願い致します。

まずはじめに、市長の公約の1つ、稼げる力について質問致します。

市長は公約の中で3つの力を主張しておりました。具体的に伺いたいと思います。

市長は稼げる力のなかで、「地域活力の源となる地域産業の生産性向上や農林漁業者の生産性拡大等のほか、潟上市のPR強化に努め、特産品の販路拡大や観光振興による交流拡大を図りながら事業者等の皆様の稼げる力を創造します」とあり、事業者の育成、企業誘致、事業拡大での雇用拡大、若者、女性の新規起業、地域資源の磨き上げでの観光振興、芸術・文化・スポーツの交流人口拡大、市内特需品開発やPRの促進、Y o u T u b e や S N S を活用した市のPRを上げております。目標、対象は共感できるところもありますが、現実はなかなか厳しいのではないかと思います。他市町村から見て抜きんでたものがないと、稼げる力として成り立たないのではと思います。

地域産業の農業は経営形態によって差がありますが、2020年度の平均が約450万円で、農家全体の中で年収1,000万円を超えているのは1割未満といわれております。その一方で、儲かっている農家は2,000万円以上稼いでいる農家もあるようです。平成29年に農水省統計によれば、経費を差し引いた時給は、お米農家815円、畑作農家平均1,416円となっておりますが、東北、九州はもっと低いといわれております。サラリーマンと比べ厚生年金や社会保険料の負担が大きく、自然が相手ですから、台風などの災害が起きるリスクもあります。東北、九州では時給750円前後のようです。コストを下げる、売り上げを上げるほかに、どう農家の稼ぐ力を大きくしていくのか、個人経営はどうするのか、法人化をめざすのか、農業問題についての市長のお考えをお聞きします。特に今年はコロナ禍の中で飲食業の収入が減り、お米の消費も少なくなっており、米価の下落が予想されます。前年比2から4割減で、茨城産のあきたこまちで去年1万2,000円が9,500円となるようです。政治の力も必要です。全国知事会でも農家を守るために要望を出しております。どうお考えでしょうか。本市の林業の稼ぐ力にもお答えください。

漁業について伺います。

海が相手の厳しい作業だと思います。漁業後継者が育ってきているのか、本市の漁業者に対する政策を伺います。北限のフグ、放流している魚介類の成果はどうか。

次に、企業誘致などに関連する雇用の拡大について伺います。

県内市町村でも、企業誘致の働きかけは行っておりますが、なかなか成功しないのが実態ではないでしょうか。今後の企業誘致は、どんな職種が伸びていくと判断するのか。また今まで本市が取り組んできたやり方で行うのか、事業拡大についても、企業との協議で実現する見通しがあるのか判断を伺います。

また、チャレンジする若者や女性などの新規起業への具体的な支援はどう行っていくのか、6次産業化の取り組みで特産品開発やPRの促進についてはどこが主体となっていくのか、市民の消費者代表も入れた視点からも取り組みの必要があるのではと思いますがどうでしょうか。

市のPRの仕方についても、市民からの公募で特別チームを作り、ユニークなPR動画の作成も必要かと思われま。業者の方にお問い合わせすると経費が大きくなるし、今、素人でもスマホで色々なことができる時代ですから、市民による手作りのPRも必要と思いますが、市長のお考えを伺います。

最後に、市にとっても市民にとっても稼げる力を養い、作っていくのは重要なことと思いますが、稼げる力の目標額、市民の年間所得の向上目標をどの程度まで引き上げていくのか、考えておりましたら伺いたいと思います。

次に、子ども・子育て支援事業について伺います。

本市の第2期子ども・子育て支援事業が、令和2年3月より開始となり事業が始まっております。計画の趣旨として、結びに、子ども子育て支援事業では、子育ての孤独感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足、地域の実情に応じた提供対策、子ども・子育て支援の質と量の不足の解消をするために、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実の3つを柱として掲げておりますが、私は、ひとり親家庭等日常生活支援事業に絞って、具体的な子ども子育て支援事業計画について取り組みの現状、今後の方向性について伺いたいと思います。

ひとり親家庭のお父さん、お母さん、子どもや寡婦の方が、病気になったときや仕事などのために一時的に家事や育児が困難になったとき、すぐかけつけ応援してくれる方や制度があればと望む声にどう応えていくのか、その自治体の子育て応援の体制、力量

が問われることとなります。ひとり親だから、病気などのために子どもの世話ができない、子どもの看病のために買い物に行けない、学校行事に参加している間、子どもの面倒見、冠婚葬祭時の対応など、それぞれ幼児期、小学生、中学生という年齢に応じた対応が必要ですがそれぞれどうなのか、特に親が入院を余儀なくした場合の対応も含め伺います。

また、学習支援では、旧3町ごとに実施しているのか、体制があるのか、要保護、準要保護の家庭については食料支援が必要な場合もありますが、定期的に行える体制はあるのか伺います。

最後に、今後の事業計画に則った本市独自の支援策、国、県の今後の動向や国の児童扶養手当事業による手当額の今後の増減があればそれについても伺いたいと思います。

答弁宜しく申し上げます。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 12番藤原典男議員の一般質問の1つ目、市長の公約の1つ「稼げる力」についてお答え致します。

本市は、県都秋田市に隣接したベッドタウンであるとともに、高速交通体系が整備されているほか、秋田空港から30分程度の距離にあるなど、首都圏へのアクセス性も高く、企業誘致や観光振興に有利な恵まれた立地条件にあります。また、恵みをもたらす広大な穀倉地帯もあり、日本海・八郎湖に面していることから豊富な地場産品も多く、今後の地域経済の発展に大きな可能性を秘めていると考えております。

ご質問の稼げる力については私の公約の1つであり、県政における行政実務と県議会議員時代の経験や人脈等を生かし、潟上市長として、市のあらゆる産業の発展に向けて国や県への働きかけを行うことなどにより、稼げる力の創造を目指し、リーダーとして誠心誠意力を尽くしてまいります。

それでははじめに、農業問題についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、昨今の農業は高齢化や後継者・担い手不足、耕作放棄地の増加など多くの問題を抱えており、本市も例外ではありません。ご質問の中にあります「農家の稼ぐ力を大きくしていくには」と、「個人経営はどうするのか、法人化を目指すのか」についてありますが、本市には、米以外に枝豆やネギなどの野菜、花き、和梨など、良質な農産物を生産できる基盤があることから、米生産だけに頼らない複合経営への転換が肝要であると捉えております。このため、人・農地プランに位置づけられた認

定農業者などへ国、県の事業を活用しながら施設、機械等の導入支援、産地交付金等の各種助成など全般的なサポートを行い、生産力と所得向上を図ってまいります。

また、個人経営の農業者が生産力や収益を上げていくためには、農地や労働力の確保などの困難な課題があるため、大規模経営を基本とする集落型法人や農地保有適格法人の設立を推進してまいります。

さらに今後は、これらに対応した施策として、市内全ての農業者が施設、機械等の導入支援を受けられるような事業や、国で推奨している収入保険制度への加入を促進するための支援など、農業者の方々の利益につながるような施策を検討してまいります。

また、コロナ禍の影響で米価の下落が予想されるとの議員のご指摘がございますが、先週、今年度の県産あきたこまち概算金について、昨年より2,000円安の1万600円で決定しております。いずれに致しましても、米の需給環境の改善への取り組みは、新型コロナウイルス感染症の影響が伴わずとも生産者、関係団体及び自治体が個別の力で行うには限界が生じております。そのため全国知事会では、国に農業者を守るための要望を提出しており、本市としましても、市長会を通じての要望や市独自の対応を検討してまいります。

次に、林業についてお答えします。

森林環境譲与税を活用した、手入れが行き届いていない森林の大規模集積化による間伐事業の実施と、木材搬出のための林業専用道の整備により、森林所有者の利益につながれると考えております。また、秋田スギを活用した新たな木質部材等による需要拡大を図る手法について、森林組合等と検討してまいります。

次に、漁業についてお答えします。

海面漁業の漁業後継者につきましては、天王地区は県内の他地域と比べ比較的若い世代の漁業者が多く、今後も安定した漁業経営を継続できると考えております。

また、漁業者に対しては、直接支援よりも基本施設機能の保全を実施することで安心して就労できる環境を維持し、漁業者が意欲を持って漁業に従事できる環境の形成を図ってまいります。さらに、施設の整備完了後には、ソフト事業として、漁業の異業種連携による6次産業化の促進を図り、水産物の生産性向上を目指していきたいと考えております。

北限の秋田フグについて、本市における漁獲状況は、過去5年間の年平均で約16トンの水揚げがあり、様々な地域へ出荷されております。特に取引価格の高いトラフグにつ

きましては、秋田沖が北限の産卵場となっており、漁獲したトラフグは、天王産のタグをつけて活魚で出荷し好評を得ており、新たな特産品としても市としてもPR等を積極的に進めてまいります。

また放流事業につきましては、栽培漁業による水産振興を図るため、秋田県漁業協同組合が実施主体となり、各支所が秋田県沿岸部において「つくり育てる漁業」を推進する種苗放流事業として多様な種苗を放流しております。

本市においては現在、ガザミが放流されており、その漁獲量については減少傾向にあったものの、最近は増加傾向に転じております。また近年は、エゾアワビの放流も開始されておりますが、実際に漁獲できる状況に至るまでには時間を要します。種苗放流事業については、漁業者の経営安定を図るためには欠かせない事業であることから、今後も関係機関の協力や指導を仰ぎ推進してまいります。

次に、企業誘致などに関連する雇用の拡大についてお答えします。

今後の企業誘致を図るうえで、昨今の社会経済情勢の中では、どんな職種が伸びていくのか特定することはなかなか困難な状況ではありますが、IT産業などは、景気変動にあまり左右されることなく伸びております。引き続き、関係機関と連携を図りながら誘致活動を推進し、雇用確保につなげてまいりたいと考えております。

また、企業の事業拡大の実現の見通しについては、現在のコロナ禍の中でも現状を打破しようとする企業や事業所が事業再編等に取り組んでいることから、今後そのような企業等には県や商工会等と連携し、市として応援できるものを考慮しながら、地元企業等が事業再編等に取り組みやすくなるよう、切れ目のない支援の構築に努めてまいります。

次に、チャレンジする若者や女性への新規起業支援でございますが、若者や女性に限らず、市内で新たに創業しチャレンジする取り組みに対し、「潟上市創業支援補助金」を交付しておりますが、市内産業の振興と活性化に向け、支援の拡充等について今後さらに検討してまいります。

次に、「6次産業化の取り組みで特産品開発やPRの促進はどこが主体となって取り組むのか」についてお答えします。

6次産業化は、農業漁業者が採れた野菜や魚などを漬物や干物などにして販売したり、農林漁業者と商工業者が連携して産直レストランや農家民宿などを経営したりすることにより、農林水産物の付加価値を高め、雇用の創出の確保が図られることから、市とし

ても6次産業化の気運を高めるために、関係機関との勉強会や協議の場を設けることも検討しております。

次に、本市のPRについては、市民の方々からも協力をいただきながら、民放テレビ局で実施されている「あきたふるさと手作りCM大賞」にも参加するなど、各種PR活動に努めるとともに、広報かたがみ9月号では本市の企業紹介もスタートし、商工会とも連携しながら話題の新商品や本市企業のPRも図ってまいります。

また現在、YouTubeの開設準備を進めており、人や企業、地域の情報など、市の魅力が伝わるような動画配信にも努めてまいります。

最後に、「稼げる力の目標額、市民の年間所得の向上目標をどの程度まで引き上げていくのか」についてお答えします。

昨今の人口減少や少子高齢化をはじめとする社会構造の変化や新型コロナウイルス感染症などによる経済活動への影響により、市内企業に対する様々な施策事業についてより一層求められている状況であります。今後も、誘致企業を含めた市内の企業間の連携や、従来の地域商工業の再編・再構築事業の展開に対し支援をすることなどによって、雇用機会を創出し、地域経済の活性化を図っていくことが、稼げる力の創造に向けた私の使命であると考えております。

市民の年間所得の向上に関する目標値の考えにつきましては、社会経済情勢の影響や景気変動に左右されるところもあり、行政の取り組みだけでその進捗を計ることが困難な部分もあります。このため、個別事業の成果などをしっかり検証していくことなどによって、施策・事業を効果的に推進してまいります。いずれに致しましても、地域産業や農林水産業振興といった、本市の稼げる力の創造に向け、任期中において全力をあげてその基盤づくりを目指してまいります。

私からは以上であります。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 一般質問の2つ目「子ども・子育て支援事業について」お答え致します。

ひとり親家庭等日常生活支援事業は、ひとり親の生活の安定を図ることを目的に、ひとり親の生活を支え、また育児を支援する事業でございます。具体的には、ひとり親が技能習得や就職活動のため、また出産や病気、冠婚葬祭、学校行事等への参加などの際に、一時的な生活援助又は子育て支援として利用することができます。生活援助には家

事や介護等の支援があり、子育て支援は保育サービスなどで、支援員は一定の研修を修了した家庭生活支援員になります。過去5年間では、1名のひとり親が病気などにより家事が十分にできなくなったことから家事援助を利用しています。

次に、親が病気などで入院が必要になった場合などに利用できる事業として、子育て短期支援事業があります。この事業は、保護者の疾病やその他の理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を一定期間、児童福祉施設等において養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とした事業で、過去5年間では3名の方が冠婚葬祭や引っ越しなどで利用しております。

なお、ひとり親家庭等日常生活支援事業及び子育て短期支援事業は、子どもの年齢を問わず利用することができます。

ひとり親の支援につきましては、毎年8月に実施している現況調査で、生活や育児、経済的な状況等を把握するとともに、必要な情報の提供及び支援につなげられるよう心がけております。

次に、学習支援につきましては、毎年、要保護・準要保護児童の中学3年生を対象に、昭和地区、飯田川地区の子どもたちは市民センター昭和館で、また、天王地区は男鹿・潟上・南秋教育会館と市民センター天王館で、高校受験に向けた学習の支援を実施しております。

食料支援につきましては、フードバンク秋田と連携し、生活状況を聞き取りながら手渡しするように心がけておりますが、食料支援は定期的なものではなく、必要な支援につなげるための一時的な支援でございます。長期にわたって支援が必要な方は、食料支援以外にも生活上の課題を抱えている場合がありますので、その先の支援につながるよう配慮しております。

「子ども・子育て支援事業計画に則った本市独自の支援策があるか」につきましては、本市独自の支援策はございません。児童扶養手当事業につきましては、児童扶養手当法に基づき実施している事業で、毎年4月1日に支給額の改定があります。引き続き適正な事務の執行に努めてまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員、再質問ありますか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） いろんな指標がありますがけれども、政治、経済、団体等を含めた経済というか稼ぐ力というところの指標では、残念ながら潟上市は、県内では21番目く

らいなのです。ですから、今市長が言っている稼げる力を作っていくというのは、本当大事な視点だとは思いますが、米のことから入ります。

それで、先ほど答弁ありましたけれども、一等米であきたこまちが1万600円、それからひとめぼれが1万円、めんこいなが9,700円ということで、昨年に続いてまた今年も減額になって、今年は2,000円の去年から比べて減額になったということです。それで、JA秋田の斉藤会長は、安いと思う、率直に言って下げ幅が非常に大きいと思うということで、来週になれば、10日に決まった概算金を元に、販売手数料を引いた精算金が来週に決まるということのようなのですけれども、2,000円下がるということは、かなりの連続下がっている中での2,000円下がるということは、もう農業の基盤というか、これから農業やっていくうえでも危ないという農家の方もいると思うのです。それで、答弁にもありましたけれども、やはり政治の力が必要だと思うのです。全国知事会でも申し入れていますし、それから、あとは市長会でもいろいろということを行っています、やはり、そういう働きかけが大事だと思うのですけれども、独自に市としても取り組むという話もありましたけれども、それはどういう意味なのでしょう。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 藤原典男議員の再質問にお答えします。

農家に対する支援でございますけれども、今年度の状況を見ますと、米価の下落等もあります。また果樹においては、春先の降雹や霜の被害等に遭って、被害も出ている状況にあります。こういった天候及び価格等の変動の影響について現在、このあと関係機関ともいろいろ協議しながら、具体的な施策は考えていきたいと思っております。いずれに致しましても、非常にこの米価の状況を踏まえますと、やはりこれからの潟上の農業というのは、もう少し複合化に積極的に力を入れていく必要があると認識しておりますので、そういった取り組みを促進させるような支援制度についても今後検討していきたいと思っております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 先ほど答弁の中でも、大雑把に価格補償の話もできましたけれども、災害等含めてこういう米価の下落の際に、なかなか難しいとは思いますが、市として価格補償の制度が必要だと思うのですけれども、それについてはどう思われますか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまの質問にお答え致します。

市としての価格補償制度につきましては、大変難しいものがあると思います。

現在、国では収入保険制度を各農業者の方々に進めております。その制度を農家の皆さんに理解していただいて、加入させるための支援等を今後検討する必要があると考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 市長の考え方としては、複合経営の農家を進めていった方がいいというお考えでしょうし、それがいいとなれば、農家の方も同意できれば、そういう方向で所得の向上のためにぜひ指導なり力なりを入れていってほしいと思ひます。

次に、漁業のことでちょっと伺ひますけれども、直接の支援ということではなく施設等の関係で、働きやすい収入の上がるやり方ということ、それからトラフグの問題も出ましたけれども、比較的本市は、若い人が頑張っているという話も聞きましたが、ここ5年間の推移として、どれくらい漁業者が増えているのか、なかなか厳しい仕事ですし、自らやるとなったら大変なことだと思うのですけれども、ちょっとそこあたりもし把握しておりましたら、5年間のこの収入の状態とかそういうのがありましたら。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

漁業者の後継者の件ということでございますが、過去5年間の推移でございますが、今日ちょっと資料ございませんけれども、若い漁業者の方については、潜水漁業を中心に増えてきております。今現在、確か10名くらいの方がいらっしゃいます。この10名につきましては5年以内の方もおりますし、10年くらい前から潜水漁業で活躍している方もおりますので、若い漁業者は潜水漁業中心でございますが、今後、近海の漁業、船に乗っていく漁業ですけれども、そちらの方にも頑張っていくという姿勢が見られると思ひますので、潟上市としては、少ないかもしれませんが漁業者の後継者はいると考えております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 漁業関係については、若い人が10年前、5年前と増えているということなのでわかりましたけれども、次に、林業のことについて伺ひたいと思ひます。

端的に率直に言ひまして、豊川財産区等が関係してくるとは思ひますけれども、実際にあそこは、木を伐りだして今稼げるような状態にあるのかどうなのか。将来的に、

あそこが財産区が、本当に潟上市を担って立つ農家に負けないくらい稼げる力になるのかどうなのか、そこら辺はどうなのでしょう。今すぐ稼げる力になっているのか、林道のいろいろな整備ということもお話されましたけれども。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） それでは、林業関係について申し上げたいと思います。

先ほど市長からも、間伐事業の実施それから木材搬出のための専用林道の整備、それから森林所有者の利益につながるような秋田スギを活用した木質部材等の需要拡大等ということで、市長の方から答弁していただいております。

この林業の場合は今現在は、なかなか稼げるという状況ではございません、はっきり申し上げて。そのため国では、その森林環境譲与税を活用して、個人所有の荒れている林を間伐なり推進して、最終的には皆伐によって利益を得るようなことを国の政策としてありますので、我々もその政策に乗りながら、林業の方を稼げるようなことができるよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 答弁はわかりましたけれども、国の政策によっていろんな整備をやっていく、稼げる力を今いろいろ準備していると。端的に言って、何年後くらいに稼げる力というかそれでお金が入ってくる状態なのかということはどうなのでしょう。計算すれば何十年後とか、そういうことはまだ考えていませんか。判断できなければそれで判断できませんという答弁でもいいのですけれどもどうでしょう。何年後という。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 再質問にお答えします。

具体的な、いついつまでに稼げる力ということにつきましては現在、具体的にお示しできるような指標等年次計画は持っていない状況にあります。非常にご承知のとおり、木材関連にしましては、市場の状況またこれは他産業にも言えることではございますけれども後継者の問題等もございます。こういったものの育成等も総じて、国からの譲与税などを活用しながら整備していくことによって稼げる力を見出していきたいと思っております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 林業については以上で終わります。

商工業についてちょっと伺いますけれども、なかなか独自の商品もありながら、な

かなか伸び悩んでいるという状況だと思うのですが、特に商業関係の方は、税金の申告の制度も今度変わって行って大変だという声もありますけれども、税金の制度のほかになかなか伸びないと思っている、足かせになっているということはないですか。特別なければいいのですけれども。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） これまでも商工会の役員の方々であるとか、先般も若手の経営者の方々などとの意見交換を実施しておりますけれども、具体的なその足かせになる部分ということについてはちょっとお話は存じ上げておりません。ただ、話し合いの中では、やはり生産拡大に向けた支援が必要であるとか、あと付加価値生産性の向上に向けて商品の磨き上げといったものに対する支援を、市としても考えてほしいといった事業者からの要望は伺っております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） そうすれば、商工業者の方とも話し合いをして意見を聞いていると。わかりました。

それで、企業誘致について聞きたいと思います。今までと同じやり方で取り組んでいくのかということなのだけれども、どの職種が伸びていくのかはちょっと判断できないけれどもという答弁でございましたけれども、今までと同じようなやり方でやっていくのかということも質問の中に書いておりますけれども、本市の有利なところもアピールしながらどうなのかと、やり方1回検証した方がいいのじゃあないかなということで、同じやり方ですかと質問したのですけれどもそこら辺はどうでしょう。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 再質問にお答えします。

企業誘致の手法につきまして、これまでと同じような取り組みになるのかどうかということにつきましては、先般の議会の方でも現在、市内に立地しております航空機関連産業など、こういったものに関しては、やはり市内事業者とのマッチングによりましてサプライチェーンの形成を目指すというのも、これまでの市政においてはあまり力を入れてこなかった部分であるかと思っています。また、直接的に税収の増につながる取り組みとして、本社機能移転に対する支援であるとか、そういった形での企業誘致もこれから積極的に取り組んでいきたいと現在考えております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 次に、新規事業をやるにあたっての起業について伺いたいと思いますけれども、これは、指導を含め、相談があれば指導を含め行っていくということで宜しいですか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答えします。

新規起業の方々に対しましては、創業支援補助金というのを市で交付しております。その際その方には、商工会それから私ども、指導をしながら金融機関との兼ね合いがございますので、そういうフォローをしっかりとやりながら若い人たちに対し創業の支援を行っているということでございます。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 起業化について、それからPRについてなのですけれども、大体お話は分かりました。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

最後に、所得の目標額、目標値についてははっきりしませんでしたけれども、ただ最後に、全力を上げて基盤づくりに取り組むということをして市長は答弁されましたけれども、やはり今、そういうことが私は大事だと思うのです。ですから、いろいろ市長は考える力ということも言っていますけれども、議員の話それから議員からの話それから市民からの話それから役場内のいろんな話を統合しながら、ぜひ稼げる力の基盤づくりに向けて頑張っていたきたいということで、稼げる力については以上で終わります。

次に、子ども・子育て支援事業について伺いたいと思います。

いろいろ聞きました。支援員とかそれから児童福祉の関係とか。子どもの年齢を問わず利用できるということで、実際に困っている方が利用できるという体制が潟上市の中であると、利用者もいるということがわかりましたけれども、食料支援については、食料のバンクの方々、毎度ではないのですけれども、これ実際に受けている方々から、本当にこの食料支援は助かるという話聞いております。ぜひここら辺も、ただ子どもを預けてもらう、面倒見てもらうということだけじゃあなくて、やっぱりひとり親というのは、収入がやっぱりかなり厳しいと思うのです。ですから、食料支援については、もう少し努力していただいて、対象になる方にこの行き渡るような取り組みをしていただきたいと思いますと思うのですが、現状はどうなのですか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） お答え致します。

フードバンク事業につきましては、藤原議員ご承知のとおり、突発的な食料支援が必要な方に対する福祉支援ということで実施しておりますが、先ほどの答弁でもありましたように、そういった何らかの支援を必要な方といいますのは、生活上のそれ以外のさまざまな課題を抱えている場合がありますので、フードバンク事業の充実もそうなのですけれども、それ以外のものについても相談をしながら、相手の立場に立った福祉行政を進めていきたいと考えております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） フードバンクについては、いろいろ協力している団体もいると思うのですが、秋田市含め潟上市ではどういった実態なのか。やはり、もう少し要請を強く言うとかということも必要だと思うのですが、要は、本市としては、近隣の市町村からということで登録されているフードバンクの数というのは、もし把握されておりましたら。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） お答えしたいと思います。

フードバンク事業につきましては、特に登録制というものは設けてございません。ただ、行政側としましては、フードバンクに協力していただける個人、事業所、そういった方々を募集をし続けながら事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） ひとり親世帯からも、このフードバンクというか食料支援というのは非常に助かるということが声として出ておりますので、引き続き頑張っていただきたいと思います。

最後に、児童扶養手当の事業に関してなのですが、今後のことがちょっと答弁がありませんでした。政府の考え方としては減額という方向もあるようなのですが、実際になったかもしれませんが、そこら辺は、やはりひとり親世帯にとっては減額となれば厳しいし、減額になった分については市で独自に補填していくということも私必要だと思うのですが、そこら辺はどうなのか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） お答えしたいと思います。

児童扶養手当につきましては、議員も承知のとおり、児童扶養手当法でもって定められた制度でございますが、過去5年間のその児童手当の支給額の推移を見ますと、少し

ずつではありますけれども上がっている状況でございます。こういったコロナの関係で、やはりひとり親家庭の生活が苦しいという状況もございますので、このあと我々としても、少しでも上積みされるような国の方針が決まればいいなと思っております。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） ひとり親で子どもさんを育てているということはいろんな制約がありまして、それを支援していただける市の体制があれば非常に助かるわけですが、それでも引き続き、ひとり親世帯が安心して仕事そして子育てできるような体制を強化するように頑張っていたきたい。特に、やはり相談ということも必要なのですけれども、相談活動については、やはり専門の方がいると思うのですけれども、そこら辺はどうなっています。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） お答えしたいと思います。

相談事業の充実ということで、母子父子支援員という形で配置しておりまして、さまざまな相談に応じると同時に必要なところにつないでいく、そして個人が求める支援をサービスを提供するというものが重要になりますので、そういった意味では、相談体制の充実とそのあとのフォロー、そういったものも注視しながら実施していきたいと思っております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 学習支援について伺いたいと思います。

昭和、飯田川、天王の各地域での中学生を対象にして学習支援をやっている、これは協力して下さっている方も含め、市の対象も含め、非常にありがたいことだと思いますけれども、引き続き頑張っていたきたいのですが関係者の方には。それで、高校生の勉強支援というのは、天王だけになっていますか。先ほど答弁聞いたらそのようなことみたいなので。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） お答えしたいと思います。

高校生を対象とした学習支援でございますけれども、一応、高校の中退防止策ということで、中学生のときに学習支援を受けた方々が高校に進学した場合に、その後の中退をしないようにというかフォローするという意味で、これも同じく中学校単位で実施するということが可能になってございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） ちょっと今、小学単位って言われましたけれども、旧町ごとじゃなくて。ちょっとそこら辺もうちょっとお願いします。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） お答えします。発音悪くてすみませんでした。

中学校単位で実施しております。高校中退の防止策につきましても、それぞれの中学校単位で実施しております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） いろいろ答弁いただきましたけれども、市の方向もう少し頑張っていたきたいということで、稼げる力も含めて市当局に頑張っていたきたいということで、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって12番藤原典男議員の質問を終わります。

暫時休憩します。11時5分まで休憩します。

午前10時55分 休憩

.....
午前11時05分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番藤原仁美議員の発言を許します。4番藤原仁美議員。

○4番（藤原仁美） 傍聴席の皆様、大変お疲れ様でございます。4番藤原仁美でございます。第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきありがとうございます。新人議員として5カ月が過ぎましたが、なかなか要領を得られずにいます。加えて、コロナ感染が拡大して交流の機会が持てずにいることは、甚だ残念に思うところです。このような状況下でも社会情勢は日々変動し、私たちの暮らしも絶えず変化しております。日常が大きく変化している中で、私たちの生活がよりよい方向へ向かうよう質問をさせていただきます。

まずはじめに、SDGsの取り組みについてでございます。

今年度になって、県内民放テレビ局のコマーシャルでも盛んに流れている「SDGs」。持続可能な開発目標は、日本国内はもちろん、秋田県でも認知度は上がっています。県では7月、SDGs推進方針を策定し、1、あらゆる差別のない多様性に満ちた

社会づくりの推進、2、ジェンダー平等の実現に向け、女性活躍を推進、3、再生可能エネルギーや森林資源など、県が有する資源を活用し、脱炭素社会の実現に貢献しながら経済活性化を図ると掲げています。次いで市町村へは、SDGsの理念を据えるための取り組みの推進を期待するとあります。17の目標それぞれが私たちや地域の子どもたちや孫たちの未来に大きくかかわる問題で、今や地球で暮らす全ての人々が意識し行動することが求められていると思います。第2次潟上市総合計画後期基本計画では、政策の項目に関連ある目標が記されていることから、潟上市としても推進していく方向なのだと考えられます。

市長にお伺いします。

①潟上市はSDGsについてどのように考えていますか。

②特に関連性の高い目標はありますか。

③市民への周知とどのように巻き込んでいこうとお考えですか。お聞かせください。

次に、ICT利用について。

潟上市内各小・中学校、児童・生徒1人に1台タブレットが行きわたり、GIGAスクール構想に一步前進、そしてますます加速するデジタル化を目の当たりにしています。どちらかという、アナログな社会で生きてきた私などは、なんとか理解して取り残されないようにと必死になっている人間の一人です。

SDGsでは誰一人取り残すことのない社会を目指しているものの、世の中の進歩は実に目まぐるしく、いろんな意味で格差が生じていることは決して否定できないと思われます。

ここで大事なことは、形を整えるだけではなくしっかりと目を配り物事の進捗状況を把握すること、そして誰一人取り残さず前進していくことを意識すべきだと考えます。地域の宝である子どもたちはもちろん、高齢化社会を生きる大人たちも社会の変化に対応し、世代を超えて学び合い、一人ひとりが輝き幸せを実感しながら生きるまちを目指したいものです。

そこでお尋ねします。

(1) 各校タブレットの利用状況について。

①潟上市内各小中学校で、対児童生徒への指導は充分でしょうか。

②市民ボランティアなどの活用はいかがお考えでしょうか。

(2) デジタル推進班などの担当設置はありますか。

①公民館などでの指導対応の考えはありますか。

②サロンへの出張指導はいかがでしょうか。お聞かせください。

大きく3点目になります。家庭教育支援について。

平成22年より、都市化、核家族化ひとり親家庭や共働き家庭の増加など、つながりの希薄化で家庭教育を支える環境の変化の中、子育てに悩みや不安を抱えながらも相談できずにいたり、支援が届きにくい家庭もあつたり、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まったことで、地域において家庭教育支援の取り組みを行う「家庭教育支援チーム」の設置促進とともに登録制度が設けられております。県教育委員会でも、県内すべての市町村に家庭教育支援チームを設置することを推進し、組織づくりを応援しています。

潟上市教育大綱によると、個々の家庭の自主性を尊重しながら家庭教育支援チームを組織し活用することで、地域全体による子どもの成長と子育てする保護者への支援を実施するとあります。

現在潟上市には、民間で組織する様々な団体が存在しており、子どもや子育てする保護者支援の輪が生まれています。それぞれ横のつながりを持つことでもっと強力な支援になり、ここでもまた誰一人取り残すことのない社会づくりにつながることを考えます。昨年度、家庭教育支援チームを目指すNPO団体も立ち上がり、民間の支援チームの機運は高まっています。

そこで質問します。

(1) 潟上市に家庭教育支援チームについて。

①地域の家庭教育支援について充実していると考えますか。

②潟上市家庭教育支援チームの設置についていかがお考えでしょうか。

(2) 放課後子ども支援について。

①児童クラブは充分と考えますか。

②子どもたちの居場所となる児童館設置状況はどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

最後に、後期高齢者の歯科口腔検診について質問です。

現在、潟上市でも高齢化が進む一方なのは、まぎれもない事実で、各町内においてはサロン活動も活発になり、フレイル予防のため、体を動かしたり歌や指先を使った遊びを行うなど健康意識の高さが伺えます。

健康寿命が延びることは誰もが幸せで笑顔あふれるまちになり、ひいては医療費を抑えることにつながり、まさにウィンウィンであると考えます。

フレイル予防で大切なことに、口の健康が大きく関わってくると思います。実際、定期的な歯科検診を受けている人ほど年間医療費が少ないそうです。

現在、潟上市では40、50、60、70歳で個人負担700円での歯周疾患検診が実施され、76歳になる方は個人負担なしとされていますが、高齢化の現在において、それ以降の検診が大事と考えます。聞くところでは、検診の必要性が周知されておらず利用が見込めないとのことでした。そこで楽しいサロン活動のひとつまを学びの時間にするなど、口の健康の大切さを知ってもらい受診へ促す工夫も必要だと思います。

大潟村では、75、80、85、90、95、100歳まで、無料で口腔検診の実施がされているなどの例もあります。いくつになっても元気に美味しく食べられること、これもSDGsに関わってくるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。後期高齢者の歯科口腔検診についてお考えをお聞かせください。

以上、檀上からの質問を終わります。ご答弁宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） これより当局の答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） 4番藤原仁美議員の一般質問の1つ目「SDGsの取り組みについて」お答え致します。

ご質問の1点目から3点目までは、関連がございますので一括してお答え致します。

国際社会の共通目標である「持続可能な開発目標」が平成27年の国連サミットで採択されたことを受け、我が国においても平成28年5月、政府内にSDGs推進本部が設置され、同年12月には、SDGsの実施指針が決定されました。この指針に基づいて、地方自治体に対しても各種統計や戦略、方針の策定にあたり、SDGsの要素を最大限反映するとともに、目標達成に向けた取り組みの推進が求められることとなりました。

本市では、昨年度策定した潟上市総合計画後期基本計画において、市の将来像を実現するため7つの基本目標を定め、各分野にわたって持続可能なまちづくりを目指し様々な取り組みを行っていくこととしており、全ての項目に対しSDGsの各目標を関連づけながら、その理念との共通性を明確化し、総合計画の推進がSDGsの達成につながっていくよう努めているところです。

またSDGsは、国や県、市町村のみならず、あらゆる分野の関係者がその理念を理解し、それぞれの立場で取り組みを推進していくこと、その積み重ねが最終的な17の

ゴールに結びつくものと認識していることから、特に関連性の強い特定の目標というものはございません。

今後の市民への周知につきましても、様々な機会を通じてSDGsへの取り組みについて紹介するとともに、総合計画の目標達成がSDGsの実現につながるという認識の共有に努めてまいります。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、4番藤原仁美議員の一般質問の2つ目「ICT利用について」お答え致します。

はじめに、ご質問の1点目「各校タブレット利用の状況について」の「①潟上市内各小中学校で、対児童・生徒への指導は充分でしょうか」についてお答え致します。

子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現を目指す国のGIGAスクール構想の実現に基づいた本市の整備事業は昨年度末に完了し、今年度運用を開始したところであります。

各校における児童・生徒への指導についてですが、6月に活用状況を調査した結果では、中学校では全ての学年で、また、小学校でも中高学年ではほぼ全ての学年でタブレットを活用した指導がされておりました。具体例としましては、教科書のQRコードを読み取って資料を確認する、撮影機能を使って植物の成長を記録する、体育の授業で動作を確認する、タブレットで意見交換をする、発表用資料を作成するなどの活用が見られました。運用から3カ月としては、順調なスタートであると考えております。

5月には、各校の管理職、研究主任、情報教育担当とICT支援員を対象として、本市で導入したアプリケーションソフトの使い方に関する研修を行いました。8月には全教職員対象の研修会を実施して、思考力を育て学び合いを深める学習支援用アプリケーションの使用法についての研修を行っております。今後も、学校や教職員にとって必要な支援を継続してまいります。

次に、「②市民ボランティアなどの活用はいかがお考えでしょうか」についてお答え致します。

特に小学校低学年等で、初めてタブレットに触れるような場面では、たくさんの支援が必要であると考えます。チームティーチングやICT支援員も活用しておりますが、支援が必要な場合は、地域学校協働活動の活用も可能と考えます。ただし、ボランティアの方のスキルや教員との事前の打合せ時間の確保等については、今後の検討課題の一

つであると考えております。

ご質問の2点目「デジタル推進班などの担当設置について」お答え致します。

デジタル化の推進については、国において9月にデジタル庁が設置され、県においても情報企画課からデジタル政策推進課に名称が変更されるなど、体制の強化が図られております。潟上市においても、国、県、周辺市町村の動向を注視しながら検討してまいります。

続いて、「①公民館などでの指導対応の考えはありますか」についてお答え致します。

公民館は、地域における学習活動拠点として幅広い世代に対応できる社会教育事業を推進し、多種多様な学習要求に応え、その実情に即した運営に努めております。

昨今では、様々な年代の方がスマートフォンやパソコンを使用し、情報取得や情報発信をしております。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、会議や打合せ等もインターネットを経由して行われることが多くなっており、今後ますますICTの利用が進むと見込まれます。このようなことから、ボランティアや民間企業と協力しながら、公民館事業の講座や教室などで、ICTを活用した時代に即した学びを提供し、市民の要望に応じて学習活動を推進していきたいと考えております。

次に、「②サロンへの出張指導はいかがでしょうか」についてお答え致します。

市の職員がサロンに出向いて直接指導することは考えておりませんが、講師等を紹介するなど、市民の要望に応じた支援の方法を検討してまいります。

続いて、一般質問の3つ目「家庭教育支援について」お答え致します。

家庭教育は、父母その他の保護者が子どもに対して行う教育であり、すべての教育の出発点といわれており、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、他人に対する思いやり、社会的なマナーなどを身につけるうえで重要な役割を果たしています。家庭を地域社会、学校や園、行政等が支え、社会全体で家庭教育や子育てを応援していくことが求められております。

はじめに、ご質問の1点目「潟上市に家庭教育支援チームについて」の「①地域の家庭教育支援について充実していると考えますか」についてお答え致します。

本市では、公民館において子育て中の保護者を対象に、学習の機会や仲間づくりの場を提供し、子育ての不安や悩みを共有して解決の糸口を見つけることを目的とするひまわり学級、親子で参加できるこども体験活動、親子陶芸教室を開催しております。また、

図書館等では地域人材による親子向けの読み聞かせ会等、子育て支援センターでは子育て家庭への育児不安に対する相談、子育てサークルへの支援、地域の保育資源の情報提供など、幅広く家庭教育支援にあたっております。年々多様化するニーズに応じて工夫、改善を加えながら実施しておりますが、今後も引き続き家庭教育の支援の充実を図っていきたいと考えております。

次に、「②潟上市家庭教育支援チームの設置についていかがお考えでしょうか」についてお答え致します。

家庭教育支援チームの設置についての先行例を見ますと、行政主導、民間の活力と行政との連携など、それぞれの地域の実態やねらいに応じた効果的な設置がされていると承知しております。本市においても、既に地域社会の中に家庭教育支援を目的とした任意の団体等が活動しており、今後も効果的な活用事例等を研究しながら、本市なりの地域活力と協働した家庭教育支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目「放課後子ども支援について」の「①児童クラブは充分か」についてお答え致します。

本市では、市内すべての小学校区に放課後児童クラブを設置し、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、放課後児童の健全な育成と、遊びや生活の支援を行っております。

公立の放課後児童クラブ11カ所につきましては、令和2年度から民間児童クラブ運営のノウハウがある企業に運営を委託しており、遊びや生活のプログラムの充実、衛生管理や危機管理への対応、支援員の確保が適正になされているほか、開所時間を延長するなど、サービスの拡充も図られております。

また、いわゆる待機児童もこれまで発生した例がなく、入所を希望するお子さんは全て受け入れることができていることなどから、十分な運営がなされているものと捉えております。

次に、「②子どもたちの居場所となる児童館設置状況はどのようにお考えでしょうか」についてお答え致します。

児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し又は情操を豊かにすることを目的とする施設です。市内には児童厚生員を配置している児童館が3カ所あります。児童館では、年間を通して様々な事業を行っており、昨年度の利用者は延べ9,358人になります。

地域における子どもたちの居場所についての考え方ですが、お尋ねの児童館に限らず、放課後児童クラブや社会体育活動等と保護者の就労、児童の興味・関心やニーズに応じた受入れ場所があり、それぞれが児童が安全安心に過ごせる居場所づくりを進めているところです。今後も、児童館事業を含めて子どもたちの居場所づくりと健全育成に取り組んでまいります。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 一般質問の4つ目「後期高齢者の歯科口腔検診について」お答え致します。

国ではQOL、生活の質の向上の確保及び生活習慣病などの重症化予防等の観点から、75歳以上の歯科健診の実施を推進しており、事業の実施主体である秋田県後期高齢者医療広域連合では、市町村との連携のもと、歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による嚥下性肺炎などを予防するため、市町村の実情に応じて対象者及び検査項目を設定することとしております。

本市では、歯科健診事業については、健康づくり事業を推進していくうえで年齢を問わず重要な施策であると捉えております。後期高齢者歯科健診は平成30年度から76歳の方を対象に開始しており、毎年5月には、全ての対象者へ個別に歯科健診のお知らせを郵送し、各医療機関には勧奨用ポスターの掲示を依頼し、さらに市広報や市ホームページ等を通じて、歯科健診の必要性について周知をし受診勧奨を行っております。

また、本市の地域包括支援センターでは、市内各地域で介護予防教室を開催し、口腔ケアに関する学習会も実施しており、令和2年度は27地域、延べ927人の方が参加しております。今後は、現在実施しております40歳からの成人歯科健診と後期高齢者への歯科健診の受診勧奨を引き続き行うとともに、市民が歯の健康づくりに関心を持ち、歯、口腔の状態把握や健康の維持増進に取り組んでいけるよう、地域における健康教室や市広報、ホームページ等を通じて、歯科健診の必要性や歯の健康づくりに関する情報提供を行っていき、現役世代からの継続した口腔ケア事業の推進に努めてまいります。

○議長（西村 武） 4番藤原仁美議員、再質問ありますか。4番藤原仁美議員。

○4番（藤原仁美） ご答弁ありがとうございます。

まずSDGsについてなのですが、潟上市が住み続けたいと思うまちであるために、17の目標それぞれに全てに結びつくとお答えいただいて、期待できるなと感じました。ただ目標に向けて、1つずつ確実に目標に近づけるために、短いスパンで進捗状況を確認

認すべきではないのかなと考えますが、その辺はどうでしょう。

あと、なぜ必要で、何のために取り組まれているのか、市民への周知は大きな課題だと思うのですが、どのように周知を図る予定でいるのかお知らせいただくとありがたいです。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

はじめに、進捗管理についてでございますが、SDGsとあわせて市の総合計画については毎年度、進捗管理を行ってございます。これまでも毎年行っておりますので、これからは、SDGsに関してもあわせて進捗管理を行うことで、何回も手間をかけずに効率的な管理を行ってまいりたいと考えてございます。

それから市民への周知ということでございますが、ちょっと具体的なところで一つ申し上げますと、市民の取り組みの一つの中で、ごみの分別あるいはごみの減量に関する取り組みがあります。これはSDGsでは目標12の作る責任、使う責任あるいは目標14、海の豊かさを守ろうといったことに対応する取り組みとなっております。現在、こうした市民の取り組みが実際にSDGsの目標と合致するんだということをお知らせする機会なかなか持っておりませんでした。これからはこういった具体的なところで、市民の日々の生活の中にある何気ない一つひとつの行動がまちづくりの礎となるものでありSDGsの目標につながっているということ、市民、個々人が身の回りの生活環境や自身の行動について考え行動することがSDGsの理念を実践するということ、さまざまな機会を通じて市民の皆様にお知らせできるように努力してまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 4番藤原仁美議員。

○4番（藤原仁美） SDGsに関しては、さまざまな場面で生じている後継者問題というのが大きな課題かなと思っております。先ほどから、質問だったり答弁だったりの中で後継者、人材育成という言葉は聞かれるのですけれども、その辺に関して、潟上市のその後継者を育成するために、具体的にどのような持続可能な市であるために、どのような政策を考えていらっしゃるかをお聞かせいただいても宜しいでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） 質問にお答えする前にすいません、後継者の確認をさせていただきたいのですが、商工業、事業者等の後継者ということで宜しいのですか。それとも、

SDGsの取り組み。

○4番（藤原仁美） 商工業だけじゃあなくて、地域を担う子どもたちだっったりにどのようという具合です。

○総務部長（菅原 剛） お答え致します。

市では、例えば教育の場面であれば、子どもたちのこのあとの成長のために現在、コミュニティスクールの取り組みを進めております。それが地域に根差した教育ということでこのあと、まだ取り組みは始まったばかりですけれども、地域づくりあるいは地域の発展、こういったものの後継者となり得る活動に、これからつながっていくものと思っています。それ以外にも、これまで取り組んできたさまざまなものに対して、常に現在の取り組んでいる人だけではなくて、機会を捉えてあとにつながる人、これを積極的に発掘していく、こういった取り組みが必要かと思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 4番藤原仁美議員。

○4番（藤原仁美） すいません、ありがとうございます。

次に、ICT利用なのですが、支援員が3校に1人と聞いております。先ほどのご答弁の中でも、いろいろとボランティアの利用だっったり考えていらっしゃるとお伺いしたので、ぜひ推進していただきたいなと思っております。8日の新聞で、端末を持ち帰られるよう準備済みと回答されている自治体に潟上市も上げられていたのですが、オンライン授業に対応できるものでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほどの新聞の記事の件でございますが、あの準備OKというのは潟上市、まず載ってはありましたけれども、あくまでもルーターとか設備が準備完了したというふうな自治体を載せておりますので、まだオンラインに関してできるという状況ではありません。それで、臨時休業となった場合にはタブレットを利用してドリル学習を進めたり、学校から課題を送ったりするほか、オンラインによる授業も進めたりするよう準備をまず進めているところであります。今月中には保護者あてに、家庭の通信環境に関するアンケート調査を行います。10月以降、子どもたちが実際にタブレットを持ち帰り、インターネットに接続できるか、アプリケーションソフトが使用できるかを試してみることになっております。

また、オンラインによる対面授業では、専用のアプリケーションソフトが必要となりますが、この度準備したタブレットにはインストール済みとなっておりますので、今後順次準備していくという予定となっております。

以上であります。

○議長（西村 武） 4番藤原仁美議員。

○4番（藤原仁美） ありがとうございます。

各家庭で環境の違いがあるなど危惧しておりましたので、調査していただくということで、今後ぜひ子どもたちがこれからますますコロナ禍もどのように進んでいくかわからないのですが、オンライン授業などは多分近い将来起こり得るであろう授業なので、ぜひ環境は整えてほしいなと思っております。

学校現場での話でしたが、あと地域でのICT利用についてになります。

オンラインについては、会議や講座などでも多くオンラインを活用されていますが、直接対面できない不満もあり、一方では、移動時間の短縮、交通費削減のメリットも見えています。今後も増えてくるはずと思いますが、使い方がわからず取り残されているという現状は避けなければいけないなと思っております。スマートフォンの利用が増えている中でうまく使えていない現状もあり、先日聞くところによると、ワクチン接種予約の際も、離れて暮らす子どもや孫にネット予約を頼んだという話も聞きました。これから、ワクチン接種証明提示などといった場面が出てくる可能性もあるかもしれない、話題になっているのであり得るだろうと思っておりますが、過疎地においては、オンライン診察だったりもあり得ると思います。使えない人を取り残すわけにはいかないと思います。市民のデジタル化に向けた指導推進をお願いしたいと思っておりますので、ぜひデジタル推進班というものを、設備を整えたりというのもそうなのですが、ソフトな面で、指導だったり周知だったりという面で推進を進めていただきたいなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

デジタル推進班の新設ということでご質問を頂戴しましたが、先ほど教育部長の答弁にもございましたように、国の動向、県の動向を見ながら、このあと検討するということになってございますが、市で現在考えているデジタル推進の部署と致しましては、まずその前提として行政のデジタル化がございます。具体的なわかりやすいところできま

すと、行政のオンライン化、電子申請、これがまずデジタル化にあたっては重要なことと考えております。このため、仮にその専門部署を設置する場合には、まずはじめに、行政手続きのオンライン化の推進を担うものとして、クラウド、テレワーク、電子決済、こういったものをまずは第一に推進するそういった部署ということで考えてございまして、市民へのということにつきましては、現在の組織ではちょっと検討まだ進んでおりませんので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 4番藤原仁美議員。

○4番（藤原仁美） ありがとうございます。

市民への指導という部分ではなかなか難しいようであれば、民間とぜひ連携をしていただいて、誰一人取り残されないように指導、推進していただければなと思っております。ありがとうございます。

次に、家庭教育支援についてなのですが、県で毎年行われている家庭教育支援関連の講座には、県内の市町村から市町村の職員はもとより、児童クラブ支援員や児童館構成員など、放課後子ども支援、子育て支援に関係する参加者も多く見られています。家庭教育支援チーム設置に関わると考えての質問なのですが、先ほどご答弁いただいたさまざまな団体、すでに設置に向けての団体もあります。連携していくと、もっと強い家庭教育支援に結びつくと思われませんか。市の現状は総合教育会議で、対象者や内容で担当課が違うことが以前触れられています。各課の状況を確認し、話し合うことが第1段階と教育会議ではおっしゃられていたようなのですが、それ以降の進み具合はいかがなものでしょうか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

まず、ご質問の前段にあったそういった県等々の研修への参加については、参考として受け止めました。ありがとうございます。お答えになりますけれども、お尋ねのとおり、まず前提にありますのは、私たち潟上市のいわゆる私が思うには強みとして、そういった民間の方々に、それぞれ子育てサークルだったり私どもの子育て学級の卒業された方たちだったり、さまざまな方々がネットワークを自らお作りになって、民間にそういった団体がたくさんあること、これは強みだと思っており、そしてそれをさらに連携し、横のつながりを作り、さらには子育て支援チームへと、そういったことのお尋ねであったと承知しております。まさにおっしゃるとおりで、申し上げたとおり、それが

潟上の強みでありますから大綱にもうたっており、そういった方向を目指しているということには間違いはございません。それで、この支援チームをそういった方々と行政側とのミーティングということも、昨年度までの間でさせていただいておきまして、そういったことを今後また、目的は共有しておりますので、具体的なことをどうということは、今後の私どもの課題とっておりますので、引き続き、それについては準備をしていくということ。

それから最後に、大綱の中で市の回答として、市側の行政の中での横の連携、検討はということについてのお尋ねについては、それについてもまた、今年度におきましても、さまざまな担当においてどういった連携が必要かということは協議をしております。組織的にどうあればいいかということも含めてということをごさいます。またそれについては、改めて今後進み次第ということになるかと思いますが、最後に、この子育てチームというのは家庭教育、いわゆる教育委員会の範疇に留まるものではなく、さまざまな福祉等々の関連もあります。そういった方々と連携してこそ、はじめて子育てのそういったニーズをお持ちのお一人おひとりのご家庭に届くものと承知しておりますので、教育委員会としても、そういった庁内の連携、福祉等々の連携それから民間の方々との粘り強い話し合いということを継続してまいりたいと思っておりますので、ご理解とご指導をお願いしたいと思っております。

○議長（西村 武） 4番藤原仁美議員。

○4番（藤原仁美） ありがとうございます。ぜひ連携に連携を重ねて、ぜひ来年度設置へ向けて動いていただければなと思って期待しております。ありがとうございます。

次に、児童館なのですが、潟上市内に3児童館ありますが、天王中学区に児童館がないのはご存知かと思っております。児童館運営委員の中で再三話題になるのは、天王中学校区に児童館がない。以前看板はありましたが、あれは、予算的なところはなくなってしまったので、実情やっぱりないのです。核家族化や共働きもしくはひとり親だったりが増えてきて、子どもたちの居場所は必要だと考えます。天王中学校に児童館を、新築してほしいとは言いませんが、設置の必要があるなと考えるのですが、いかがお考えでしょう。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

児童館、今議員もおっしゃられたように新築ということではなく、ソフト面でどう

いったことができるか、私どもも、その天王中学校区に児童館というものがないということについては承知してそのとおりにご指摘のとおりですので、そこで「かたりあん」を建設というときに、いろいろな目的でそこをお使いいただけるような、市民の方々へのさまざまなニーズに応じてお使いいただけるようなものにならないかという検討の一つの中で、フリースペースホワイエというところは、子どもたちも予約なくても立ち寄れる子どもの緊急避難所としてもお立ち寄りいただけるでしょうし、そういった目的で「かたりあん」ということで願いを込めました。ただ、議員の先ほどの話の中、冒頭にもありましたように、言い訳ではありませんけれどもコロナということもあり、そういった幅広い活用をしてくださという段階に今はございません。ですから、そういったことをしっかり準備しながら、ソフト面で天王中学校区の子どものためのさまざまな目的の中の居場所の一つとして、「かたりあん」をはじめとしてそういったところができるかということは、引き続き検討をしてまいりたいと思います。

○議長（西村 武） 4番藤原仁美議員。

○4番（藤原仁美） ありがとうございます。

家庭環境で子どもの育ちは大きく違いがあることは、私自身身をもって実感しています。少子化の今、地域の子ども一人ひとりが、私たち地域の力で育てていくという連携が必要だと思います。その成長を支援するため、誰ひとり取り残すことのないような教育のあり方を地域で考えるべきだと考えます。ぜひ、前向きな進捗を期待します。

最後に、後期高齢者の歯科口腔健診なのですが、ご説明はよくわかりました。76歳以上、現在寿命も延びております。ぜひ76歳以上での健診、お口の健康状態のチェックについて、検討いただきたいなと思っているのですがいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） お答えしたいと思います。

まず潟上市の場合は、先ほど言いましたように、年齢が高いところでは76歳になる年度の方を対象にということで、歯科健診が無料で実施しておりますけれども、このあとも80歳、90歳というお話だと思いますけれども、潟上市としましては、歯科医師会の方とも協議の中で、やはり高齢者になっていきなりということではなくて、やはり若い世代からの歯科健診、これが大事だということが話し合われておりますので、そういった意味では今現在の制度を十分PRしながら、受診率は大変低うございますので、これをまず上げていくという方向性で、口腔衛生の方に力を注いでいきたいと思っております。

○議長（西村 武） 4番藤原仁美議員。

○4番（藤原仁美） ありがとうございます。

若い頃から、幼い頃から、本当に健康については関心を持ちながら、特に歯科健診については、私自身もなかなか苦手ではあるのですが、学び合いながら必要性を勉強していき、健診を受ける率が高くなっていくことに伴って、80歳、90歳、それ以降も健診を開催されることを期待します。

総じて、潟上市の市民にとって、住み続けられるまちであるために、行政と市民、いわゆる官民一体となつてのまちづくりは、学び合いだったり、とにかく市長がおっしゃっていた考える力に結びつくものだと思っております。ぜひ、前向きに進めていただけるよう期待して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（西村 武） これにて4番藤原仁美議員の質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩します。再開は午後1時30分と致します。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番菅原龍太郎議員の発言を許します。5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） 傍聴席の皆さん、ご苦勞様でございます。

すいません、はじめる前に1カ所訂正をお願い致します。

14分の4、真ん中からちょっと下のところの「さて、決算資料60ページを見ますと2年連続・・・」と書いていますけれども、「連続」ではなくて「2年度」に訂正をお願い致します。誠にすいませんです。

それでははじめたいと思います。

このたび一般質問に普通財産の活用について取り上げた経緯については、本市の財政運営についてプラスに働けば幸いと存じ提案するものでありますが、市当局においては真摯に対応してくださいますようあらかじめお願い申し上げます。

潟上市合併以来16年も経過し、新市から成熟都市といえるのではないかと考えているところでございます。この間、行政需要に対応し、合併特例債を最大限活用して財政運営にあたってきたところであります。したがって庁舎、学校等社会インフラの充実が図られたところであります。合併により財政規模は拡大し、更に庁舎建設等々合併特例債

に依存した財政運営は、経常収支比率の悪化を招き、財政運営は硬直化し、市民生活に必要な公共施設の維持管理に支障をきたす状況等であります。根源的には、恒常的に弱い財政力指数はもとより3割自治の域を脱することなく、地方交付税等依存財源に頼らざるを得ない状況であります。このことについては、本市のみならず各団体とも共通したことでありますが、財政運営の本質を把握し市民サービスの維持向上を図ってまいらなければなりません。このような視点から質問を致しました。普通財産の活用により、財政運営の一助となればと存じ質問致しますので宜しくお願い致します。

市長の所信表明の中で、考える力の中で行動する市職員を育成し、歳入確保に向けた不断の財政改革を実行し、財政の健全化を強く推し進めることで、継続可能な市政運営ができるもの捉えておるとのことであり、第4次潟上市行政改革大綱及び実施計画10ページの自主財源の確保の4で、公有財産の有効活用の推進の取り組み内容として、将来的に公共的活用が見込まれない未利用財産の売却や有償貸付を推進し、維持管理コストの縮減や財源の確保を図りますとあります。

さて、決算資料の60ページを見ますと、2年度において土地、建物の売却がありません。市有財産の更なる有効活用と、遊休未利用財産の売却促進及び利活用を具体化するための基本方針を策定すべきではないかと考えております。市有地の実態調査を進め、市有財産における遊休未利用地は普通財産、行政財産（未利用地は用途廃止し、普通財産への引継ぎを行ってから）を問わず処分を推進し、その他は有効に活用します。その結果として、財産売却収入の増、固定資産税の増、利活用の推進により維持管理からの解放を図るべきと考えます。処分可能な財産は積極的に売却し、その他の財産は遊休化を防ぐために貸付等を行い、経済的価値を発揮させるべきではないでしょうか。売却に必要な条件整備を順次積極的に行い、随時に売却できる財産をストックし、売却条件整備が完了した財産は、現地に立て看板、広報紙への折込みチラシ、市のホームページ、官公庁オークション等広く財産情報を公開し、財産購入希望等ニーズをつかみながら売却を推進すべきと思います。

手法については、自主財源の確保に書いてありますように、参加しやすい一般競争入札でかつ最低入札価格を付してはいかがでしょうか。

一方、未利用地と区分された普通財産・行政財産（普通財産に変更後貸付は行政財産のままできると地方自治法に書いてあります）のうち、売却処分までに期間を要するものや困難なもの等は、他部課での使用も検討しつつ最も有効な方法で利活用を行うべき

で、利活用は貸付が主たる手段となりますが、十分収益をあげることが可能となります。財産も次世代へ引き継ぐことができるため、財産を管理する有効な手段と考えております。

次に、潟上市財産規則第19条の普通財産の土地の貸付料は、1㎡当たり土地評価額の2.5%を乗じて得た額とあります。ただし、市長が特に必要があると認めるものの貸付料の額の算出については別に定めるところによるとあります。財政課では、別に定めたものはないということで、行政財産使用料徴収条例の第3条の使用料の減免条項（市長が行政財産の使用が公用もしくは公共用又は公益の目的によるときは、その他特に必要があると認めるときは使用料を減額し、又は免除することができる）を適用しているとのことですが、旧3町の減免をそのままに貸付を続けているのではと思われるので、既に潟上市も合併して16年以上を経過しており、潟上市の貸付料及び減免割合は、公平性の観点からも統一すべきと思います。その都度市長に判断を仰ぐことなく、貸付料の減免免除規定は目的ごとに一覧表を作成し議会、市民に明らかにすべきと思います。普通財産の貸付は最長で30年ですから、この次の貸付契約からは、この規定に従って統一的に契約すべきと考えます。また、契約満了時には、貸付ではなく売却可能な物件は売却交渉をしてはいかがでしょうか。

最後に定住化対策として、普通財産のうち一区画を区割りし、新規に潟上市に定住し、定住化を希望する人に低価格または無償譲渡（3年以内に住宅建設義務化等）するのはいかがなものでしょうか。

では質問です。

普通財産の筆数はいくらありますか。また、利用状況はどのようになっていますか。行政財産の筆数はいくらありますか。登記名義人が潟上市となっていないもの（未登記分）はそれぞれいくらありますか。できれば一覧表を作成して明示する考えはありますか。

②売却及び貸付の条件整備が完了した財産は、広く財産売却と貸付情報を公開する考えはありますか。

貸付料についてそれぞれ目的ごとに減免免除規定を統一整備し、一覧表を作成し、明らかにする考えはありますか。

④定住化対策として、普通財産の一区画を区割りし、新規に潟上市に移住し定住化を希望する人に、低価格または無償譲渡する考えはありませんか。

以上、市当局の考え方をお聞かせください。

2番です。市営住宅の一戸建住宅の払い下げと定住化の促進について。

基本的には国、県との協議が前提となることですが、行政は住宅困窮者に対し、以前から公営住宅を建設し低所得者の住宅対策として提供し、福祉向上に努め、戦後、市民生活安定のために公営住宅を提供し、衣食住の一環を提供してきました。本市においても合併前の旧町において、住宅困窮者対策として市営住宅を建設し、低所得者向きに提供してきました。

住宅の形態としては、住宅の困窮者の所得段階において区分し、土地価格の比較的安い本市においては居住環境の向上を図ることから、一戸建住宅が建設され市内においては、400戸程度の市営住宅が入居管理され空室もない状態と思います。このことは、入居者の所得制限があるものの、民間の借家より家賃が低廉であることが入居者の魅力となっているものと思われま。

市が所有する一戸建の市営住宅の建築年度はそれぞれ異なるものの、築後40年近くになる住宅も多数あるのではないのでしょうか。建設にあたっては、国の補助事業で実施されたことと思いますが、一戸建としたその狙いは、長期間の利用により、いずれは湧上市に定住することになると思われま。住宅は所得段階により第一種、第二種と区分されていますので、定期的な所得調査によっては退去しなければならない入居者もおると思われまが、市管理当局においては実態把握をしているものと存じま。

そこで提案であります。木造住宅であり耐用年数も相当期間経過しており、維持管理費の増加もあると思われま。こうしたことから、定住対策として入居者に対し払い下げを検討し入居者の定住を促進し、住宅管理費の削減にもつなると考えておられま。

払い下げの場合、住宅部分並びに物置等については国の補助金を活用しており、県との協議が必要かと存じま。住宅部分の残価（簿価）については、経過年数及び建築国庫補助金、起債部分、家賃等々によりゼロに近いのではと考えられまがいかがでしょうか。

土地については、市単独で用意したものと存じまが、かつては土地取得については国から補助金がありましたが、その後用地に対する補助金はなくなったと聞いておられま。家賃決定に際し、事業主体となる地方自治体が政策的に家賃の引き下げに相当する土地分がある場合は、家賃対策補助金として別途手当されておられま。したがって、建物は無償譲渡とし、土地は上の記述を総合的に判断し単価を決定し譲渡してはいかが

でしょうか。その場合、一時金払いは無理と思いますので、市で長期貸付制度をつくって分割払いするのはいかがでしょうか。いずれにしましても、人口減少対策として市営住宅の入居者は将来とも定住化を促すために、市営住宅（戸建分）の払い下げについて国、県と協議を進めますよう市長の所信をお伺いしたいと存じます。

では質問です。

一戸建住宅は現在それぞれの場所は何戸ずつあり、合計の一戸建住宅は何戸ありますか。

②国、県と協議し、定住化促進対策として入居者に対し払い下げを検討し、入居者の定住を促進し、住宅管理費の削減につなげようとする考えはありますか。

以上、市当局の考え方をお聞かせください。

3番目、潟上市の都市計画についてです。

基本的には土地利用計画に関わることではございますが、潟上市（旧天王町、旧昭和町、旧飯田川町）は秋田都市計画区域として昭和45年、県内には唯一の線引き都市として指定を受け今に至っております。合併（平成17年3月）以前から3町の都市計画が定められております。旧天王町の都市計画地域は追分地区の一部、旧昭和町、旧飯田川町は行政区域全域が都市計画区域であります。都市計画区域のうち、市街化区域及び市街化調整区域が定められ運用されております。

市街化区域については都市計画法に規定されており、区域は概ね10年間に開発保全するものであります。都市計画法第7条2項市街化区域は、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とすると17条の2項に書いております。したがって、市街化区域は将来の開発が担保されることにより、現状の地目にかかわらず宅地並課税が原則であります。将来の宅地化により、得られる資産上昇分を負担している現状でございます。

一方、都市計画法第34条は市街化調整区域の開発の例外を規定したのですが、潟上市天王地区（追分地区）の市街化調整区域に適用し、人口増加（開発行為）施策として運用していますが、人口減少時代における人口増加対策の目玉政策のように取り扱っております。法第34条11号の趣旨は、市街化区域に隣接し又は近接し、自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められ、かつ概ね50戸以上の建築物が連たんしている区域は既に相当程度公共施設が整備されており、又は隣接、近接する市街化区域の公共施設の利用も可能であることから、開発行為が行われたとしても積極的

な公共投資は必ずしも必要ないとの考え方で設けられたものでございます。政策運営上の整合性はとれていないのではないのでしょうか。

一方昭和地区を現行農用地市街化区域として編入し、地区計画決定をしながら何ら開発手法を実施する事なく延々と宅地並課税（市街化調整区域の約6倍強の固定資産税でございます）と評価、評価に当たっては1反歩110万円以上となっております。それで、相続税の（相続税の基礎控除額が3,000万円プラス600万円かける法定相続人数に変更され、市街化区域内農地の評価額が1反歩110万円以上となり、相続税の計算上、非常に重要な部分となってきております）そういうふうになっている現実と追分地区における都市計画法第34条11号による開発行為の許可は、線引き都市として同じ法の下では政策運営上の整合性がとれていないのではないのでしょうか。34条11号に基づき開発行為の申請が提出されると、規定をクリアしていれば許可されると思いますが、それでは業者の開発行為であり、人口は増加致しますが潟上市一体としてのまちづくりはなされないと考えます。町づくりは計画が先にあるのではないのでしょうか。追分地区を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全しようと市街化区域に指定して、都市計画道路、公園、上下水道等の都市施設の整備や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施を予定していくのはいかがなものなのでしょうか。国土利用計画、税法など、他法令によってもさまざまな法律上の効果が付与されることとなると思います。

現状からは、同一自治体にありながら、一方は都市計画法による市街化区域とし、一方で開発意欲があり、もっぱら調整区域の例外として許可制としている政策運営上の不一致が存在することから、潟上市の公平性から統一すべきではないのでしょうか。

ちなみに、白地地区の二田地区は、土地利用計画上は農地法の適用のみで、都市計画法とか他法の調整がないことが公共施設の配置や道路網用途地域のあり方があいまいではないかとも考えられます。潟上市都市計画審議会の運用と活用に期待するものでございます。

それでは質問でございます。

法律に基づき、市街化区域内農地を10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき実施計画を作成し、宅地化する考えはありますか。もしなければ、市街化調整区域に区域変更し、農地の基盤整備事業等を押し進める考えはありませんか。

将来を見据えた潟上市のまちづくりとして追分地区の市街化区域の拡大をする考えはございますか。

③合併してから16年間に3回、5年ごとに県、秋田市と秋田都市計画について協議を重ねていることと思いますが、どのような協議をし、方向性はどのようになっていますか。

以上、市当局の考え方をお知らせください。

以上でございます。

○議長（西村 武） これより当局より答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） 5番菅原龍太郎議員の一般質問の1つ目「普通財産の売却と貸付について」お答え致します。

ご質問の1点目「普通財産の筆数はいくらありますか、また利用状況はどうなっていますか、行政財産の筆数はいくらありますか。登記名義人が潟上市になっていないものはそれぞれいくらありますか。できれば一覧表を作成して明示する考えはありますか」についてお答え致します。

行政財産と普通財産の筆数について、本市名義となっている土地の総筆数は約1万筆でございます。また、利用状況につきましては、電柱等の占用や一時的な利用を除き、貸付を行っている土地は38件ございます。

登記名義人につきましては合併以降、旧3町から承継による所有権移転登記を行いましたので、把握している範囲では名義人は潟上市になっております。

一覧表を作成して明示することについてですが、現在の財産台帳は紙ベースの簿冊になっているため、早期に対応することが難しい状況でございます。

次にご質問の2点目「売却及び貸付の条件整備が完了した財産は、広く財産売却と貸付情報を公開する考えはありますか」についてお答え致します。

売却可能と判断した財産につきましては、これまでも原則、一般競争入札として公告し、市広報やホームページに掲載して公募しております。

次にご質問の3点目「貸付料についてそれぞれ目的ごとに減免、免除規定を統一整備し、一覧表を作成し、明らかにする考えはありますか」についてお答え致します。

貸付料の減免につきましては、行政財産使用料にあつては潟上市行政財産使用料徴収条例第3条、普通財産貸付料にあつては潟上市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条において、いずれも公用若しくは公共用又は公益の目的によるときは減免をすることができるとしておりますので、統一されているものと考えております。

また貸付の契約満了時には、売却可能な物件は売却交渉をしてはいかかかのご提案

につきましては、相手方があることですので個々の状況を踏まえながら対応してまいります。

次にご質問の4点目「定住化対策として、普通財産の一面を区割りし、新規に潟上市に移住し定住化を希望する人に、低価格または無償譲渡する考えはありますか」についてお答え致します。

ご質問にあるような区割りをし、宅地として利用できるほどの土地は多くはございません。

定住対策として、仮に菅原議員が提案されたような事業を実施する場合には、移住者への対応はもちろんです。市民からも不平不満が出ることをないよう配慮しながら、市有財産を有効的に活用できるよう取り組みたいと考えております。いずれにしましても菅原議員のおっしゃるとおり、財源確保のために市の財産処分を進める必要性は十分認識しておりますので、処分可能な遊休財産については、売却や有償貸付を進めてまいります。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 5番菅原龍太郎議員の一般質問の2つ目「市営住宅一戸建住宅の払い下げと定住化の促進について」と、一般質問の3つ目「潟上市の都市計画区域について」は、私からお答え致します。そのまま続けさせていただきます。

それでは、菅原龍太郎議員の一般質問の2つ目「市営住宅一戸建住宅の払い下げと定住化の促進について」お答え致します。

ご質問の1点目、「一戸建住宅は、現在それぞれの場所では何戸ずつあり合計の一戸建住宅は何戸ありますか」については、昭和地区で山神南団地が47戸、昭栄団地が4戸、新関団地が60戸、飯田川地区で飯塚駅前団地が17戸、飯塚駅前第2団地が6戸、飯塚北団地が12戸、羽立街道下団地が4戸で、全部で150戸あります。天王地区には一戸建てはありません。

なお、これらは木造で耐用年数は30年です。耐用年数を経過している住宅は山神南、昭栄、飯塚駅前団地の一部です。

次にご質問の2点目「国、県と協議し、定住化促進対策として入居者に対し、払い下げを検討し入居者の定住を促進し、住宅管理費の削減につなげようとする考えはありますか」については、国からの通達では、一団地ごとに維持する住宅、建替えをする住宅、譲渡処分する住宅等の区分を行い管理するとされています。払い下げは、入居者の希望

や土地建物の分割方法などクリアしなければならない問題が多くあります。さらに、現在の市営住宅の入居状況として高齢者世帯が多いことから、市営住宅の払い下げは難しいものと考えております。

次に、5番菅原龍太郎議員の一般質問の3つ目「潟上市の都市計画区域について」お答え致します。

はじめに、ご質問の1点目「法律に基づき、市街化区域内農地を10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき実施計画を作成し、宅地化する考えはありますか。なければ、市街化調整区域に区域変更し、農地の基盤整備事業等を推し進める考えはありますか」についてお答え致します。

市では、良好な市街地形成を図ることを目標に、地区計画を設定し整備計画を定めています。しかし、宅地開発については民間の開発事業者に頼るところが大きく、厳しい経済状況の下、一部区域を除いて進捗していないのが現状であります。人口減少による今後の需要予想が難しい中では、開発の見通しは厳しいと考えております。

一方で、地権者の総意として基盤整備事業等を進めるということであれば、市街化調整区域に区域区分を変更することも検討してまいります。

次に、ご質問の2点目「将来を見据えた潟上市のまちづくりとして追分地区の市街化区域の拡大をする考えはありますか」についてお答え致します。

秋田都市計画内全体の人口フレームは、今後の人口減少予測の中で計画していくことから、市街化区域の拡大は困難な状況でございます。そのような状況の中、都市計画法第34条第11号の導入により当該区域内に住宅建築を可能にしたことは、全国的に人口減少という状況でも追分地区の人口増をもたらしていることから、現制度の中では導入の効果はあったものと考えております。

次に、ご質問の3点目「合併してから16年間に3回、5年ごとに県、秋田市と秋田都市計画について、協議を重ねていることと思いますが、どのような協議をし、方向性はどのようになっていますか」についてお答え致します。

市では、これまで都市計画マスタープランの作成のタイミングで県及び秋田市の担当者、有識者として都市計画を専門とする大学教授をメンバーとする勉強会を開催してきました。この勉強会では、本市の現状、課題、将来予測等を整理し、本市にふさわしいまちづくり、都市計画を検討してきました。また、都市計画法第34条第11号の導入についても検討しており、平成23年度から運用に至っております。

勉強会においては、本市の課題として、都市計画区域と区域外が存在することによる土地利用の不均衡と規制の格差、市街化区域内農地の宅地並み課税、人口減少が進行し開発圧力が低下している中での区域区分のあり方、広域都市計画区域であることの意義などがあげられており、これらを協議検討しております。

本市の方向性は、区域区分を持たない独立した都市計画区域とすることであり、その実現によって本市の課題も解決できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 5番菅原龍太郎議員、再質問ありますか。5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） まず最初の、普通財産の売却と貸付についてなのですが、約1万筆があって、現在未登記分はないという返答でしたけれども、これで間違いはないのでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほどの約1万筆全て潟上市の名義となっているものでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） 全て潟上市の登記に直っているとなれば非常にいいことですし、いつでもいわゆる売却条件を整えば、すぐ売却できるという解釈になるわけです。非常にいいことだと思います。それで、実はこれ何を念頭に話しているかというと、昭和の天洋跡地がございまして、それで、毎回あそこを散歩がてら見るたびに、現在は消防小屋と上町自治会館が建設されておりまして、そこに新規に鉄道の踏切をつくり道路を新設するという、昔そういう雄大な計画がありましたが、現在の財政状況では無理があると思いますので、鉄道線路側には土盛りの必要性がありますが、区割りして売却してはいかがかとこのように考えるものでございます。また、豊川の荒屋地区に8,000平米の土地、あれも草刈り一生懸命毎年やっておりますが、分割してくれれば欲しいという話をたまに聞くわけですが、一切あそこのところを分割して、その立て札を立てたりする計画が見えないわけですが、そこに立て看板を設置すればそれぞれの場所に、例えば売却がもういいよということであれば、立て看板を業者さんと同じような形で潟上市名義で、競合することにはなるかもしれませんが立てて、その売却する予定があるということを市民にそれから近くの人に知らしめるという方法を取るこ

とはできないものではないかなと思います。お願い致します答弁。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

はじめに、天洋跡地についてでございますが、天洋跡地につきましては、確かに菅原議員先ほどおっしゃいましたとおり、あそこに、延長に踏み切りを新たに整備して、現在の踏切の不便なところを解消するという計画がございました。それもありまして、その残った分については、区画割して売却したらどうかという考えがあったことは確かでございますが、踏切についても結論が出ないまま現在に至っておるという状況から、その売却についてはその後、アイデアだけで止まっているという状況でございます。これについては、踏切の計画最終的にどうなるのかと、これまでなかなか慎重な答弁をしてきているわけですが、踏切の問題も併せて検討しながら進めていくべきものと考えておりますので、売却についてはもう少し時間をいただければかなと思います。

それから、荒屋の土地について申し上げます。

ご質問の土地は、豊川高野地区の県営の圃場整備に伴ってできた土地でございます。この土地については、平成20年ころという記憶ですが潟上市になってからです。公営住宅の整備をしたらどうかということを検討したことがございました。その際、区画数が思ったより少なかったこと、それと、造成工事費に加えて上下水道や道路の整備が、その区画内の道路の整備が必要になるということから、当時の公営住宅建設の事業化を見送って、その後手つかずのまま現在に至っているという状況でございます。菅原議員のご指摘のとおり、普通財産の有効活用は財政運営の一助となることとございますので、ただいま申しました具体的な2つの土地について、なかなか有効活用が進んでいないわけですが、市有財産全体の有効活用ができるよう、このあと努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） ただいまの回答はわかりましたが、いずれにしても、これだけの広い、あれだけの広い土地を放置しておくとも草が生えますし、見ていけば年3回ほど草刈りも行われております。社会福祉協議会の方には怒られるかもしれませんが、早急にその結論を出して、ああやって汚くしておくよりは早めに進めていただけないかなというのが本音でございます。

それから3番の貸付料についてでございますが、潟上市においては私ちょっと確認したわけではないのですが、ある老人ホームは貸付料が無料になっているとか、ある病院の貸付料はすごく安いとか、こういう話をチラチラと聞こえてくるわけです。それで、これは設立目的とそれから潟上市の福祉政策に基づいてそのようにしているのをごいませうけれども、一応普通財産の貸付規定にもありますので、これ統一的にその減免免除規定を作って、例えばこういう場合はこうだということをちゃんと表示していただけないかということで、私、規定にあるからおそらくあるのだろうなと思って聞いてみましたら、ないよという話でございますので、ここら辺、いちいち市長に聞くというのもいかがかなと思いますけれどもいかがなのでしょう。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

私先ほどの答弁では条例上、減免の基準は統一されているということでお答え致しました。ですが、菅原議員からただいま具体的な質問いただきましたので、それについてはこのあと調査してみたいと思いますので、どうか宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（西村 武） 5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） 調査して統一的なその減免規定を作って一覧表を出していただけるという解釈をしましたので、ひとつ半年かかるかわかりませんが、まず次の議会とかその次でも宜しいですので、提出していただければ非常に助かります。

それから4番の定住化対策としての1区画を、定住を希望する人に云々という話をしましたけれども、また天洋跡地の話するのですけれども、あそこら辺、住宅の定住化対策としては非常にいい場所なのじゃあないかなと。しかも町中のど真ん中なのです。それで、できれば昭和地区の上町・下町地区だの元の本町地区を云々ということが頭の中にあるわけです。それで市長も、行政報告の6月の中に、この定住化対策云々ということはお話されておりましたのでもう一度聞きたいのですが、定住化対策として必ずしも昭和の方の話じゃなくて、ほかに天王とか飯田川でも素晴らしい場所あるかと思っておりますので、私、頭の中にちょっとないので、そこら辺についてどのように考えるものなのか、ひとつ市長、答弁お願いできますでしょうか。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原議員の再質問に答えさせていただきます。

繰り返しの答弁になってしまうかもしれませんが、現状の土地であるとかまちづくりにおける将来的な見通し、そういったものも踏まえながら売却等も含めて今後検討してまいります。

○議長（西村 武） 5 番菅原龍太郎議員。

○5 番（菅原龍太郎） 2 番の市営住宅の1 戸建住宅の払い下げと定住化の促進については、国の規定により難しいからできないという答弁でしたけれども、簡単にいうと、その定住化の対策について、いろいろ検討していただければなという方向でお願い致します。

それでは3 番にいきたいと思います。

3 番の潟上市の都市計画区域でございますが、法律に基き市街化農地を10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき実施計画云々とこのように法律でうたわれているわけでございます。それで、これも私、確認したわけではないのですが、聞くところによれば、秋田都市計画については、その昭和地区の市街化区域は、市街化調整区域の線引き、見直し程度であれば、ピンポイントで県の方ではOKだよという話をチラチラ聞きます。これが正しいかどうか私はわかりません。まずいずれにしましても、一義的には潟上市が10年以内に住宅開発を行うか、開発公社等をお願いして宅地化できればいいのですが、できないとすれば早く結論を出していただきたいわけですが、実は私は、あそこら辺の地権者でもあるわけですが、それで言うわけではないのですが、その財源的にも無理だとすれば、線引きの見直しをしていただけないかということで、あそこら辺の地権者に問い合わせをしていただきたいわけですが、このまま放置されますと、20年以上もすでに高い固定資産税を払っているわけですが、それで1 町歩近くが4,000円から5,000円ほど、普通の堰を挟んだあっち側と固定資産税が約4,000円から5,000円違うわけですが、それを二十何年間続けてさらにもう10年続けられますと、1 町歩の田んぼがあると概算で約100万円オーバーで固定資産税を払うことになるわけですが、それで、これはいかがでしょうかということなのです、簡単に言うと。それで、高い固定資産税をずっと払い続けなければいけないことと、現在その農地の産業課の方で、多面機能支払交付金というのがありますけれども、これ市街化区域内農地は全部はずれるのです。それで補助金がこないわけですが、それで仕方ないのでその土地改良区では、そこら辺を含めて土地計画区域についても草刈りとか泥上げとかをしていただいているわけですが、これは市街化区域にしておくと、農地の基盤整備もお願いしたいわけですが、隣

の飯田川を見ると、ものすごく立派な基盤整備が既に終了しているわけです。それで、もう10年をいって田んぼを委託するとすれば、これはもうできないということになってしまうのです、1反歩田では。それでこういうふうにされますと、同じ潟上市民としては非常に不公平でないかなと思うわけです。それに追い打ちをかけるように、相続税の改正がございました。仮に、市街化区域内農地が1ヘクタールあれば、10倍ですので1,100万円の評価なわけです。それと、他の農地、宅地、建物、現金・預金等を足しますと、すぐに5,000万円等いくわけです。今までは私の感覚として、医者とか経営者だけがその相続税の対象になるかなと思っていましたら、なんと一般庶民にもおりてきているわけですこの心配事が。それで、配偶者と子ども2人がいる場合は、相続税の基礎控除は4,800万円となるわけです。それで配偶者は、奥さんが生きていればの話ですけども、配偶者の税額軽減の特例によって1億6,000万円の控除が基礎控除があるからいいようなものですが、子どもが実際に相続税を払わなければならない時代が到来しているわけでございます。それで、今まで贈与税の110万円の贈与税の非課税の枠が、今国の方で検討されていますように贈与税の特例と相続税控除の特例の一元化をしようというのが、もっぱらテレビのニュースとかですぐなると思います。それでこの点について、市長はどのようにしてこの市街化区域農地のことについては考えているものか教えていただければと思います。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原議員の再質問にお答えします。

一方で、昭和地区のその部分については、今議員がいろいろおっしゃられたような事情もあるということ認識はしておりますけれども、これもまた繰り返しの答弁になりますけれども、一方で、そういった方々がいる中で、一方では、将来的に宅地として売却できるという見通しを立てておられる方などもいるやに伺ってもおりました、そこら辺については、やはり地域の地権者の総意と言いますかその方向性に基いて判断していくことが肝要だと思っておりますので、現状で双方の意見がある中においては、市として具体的な計画なり見通しについては、現在ない状況であります。

○議長（西村 武） 5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） 法律で10年以内とうたっているわけですので、ひとつ早めに何とかひとつ結論を出して、どの方向でも構わないです。こっちで市街化宅地開発するのだったらそれでいいし、線引き、見直しして、もう止めるんだという答えであればそれ

でも結構でございますので、いずれこのまま放置しておかないでいただけないでしょうかというお願いでございます究極的には。

それでは2番、将来を見すえた潟上市のまちづくりとして、追分地区の市街化区域なのですが、追分地区を、これも市長、最後の質問でお願いしたいのですが、追分地区を今後、どのように発展させていただけるかなという大命題があるかと思えますけれども、市長はこの点についてはいかが、現在のところ非常に難しい問題かと思えますけれども、どのように考えているかということをお聞かせ願えればありがたいです。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原議員の再質問にお答え致します。

追分地区につきましては現在、たまたま法律と先ほど縷々回答があったとおり、さまざまな法律の条件等に基づいて現在、民間開発事業者等が参入しまして、宅地の開発なり分譲が進んでいる状況にあります。私はまちづくりの一つとして、こういった民間活力を活用して、人口増加等につなげていく取り組みというのは、非常に大事な観点だと捉えております。ただ開発が進む一方で、生活や環境に関する部分、非常に行政が深く関わっていかねばいけない、例えばインフラであるとか、そういったものについては、やはり今後予算の兼ね合いもありますけれども、やはり追分地域で暮らす方々の住みやすさを考える中で、行政としてのインフラ整備や生活改善に関する取り組み、そういったものを進めて地域の発展につなげていきたいと思っております。

○議長（西村 武） 5番菅原龍太郎議員。

○5番（菅原龍太郎） 市長、大変答弁ありがとうございました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって、5番菅原龍太郎議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は14時35分。

午後 2時25分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

1番鈴木壮二議員の発言を許します。1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） まずは、一般質問の機会をいただき、市長をはじめ職員の皆様には感謝申し上げます。

はじめる前に1つ訂正がございます。待機児童の現状についての下から3つ目、「天王こども園（仮称）」と書いていますけれども「（仮称）」を消してください。すいません、お願いします。

それでは、始めたいと思います。

待機児童の現状について。

潟上市において、潟上市子育て世代包括センターかたるんの開設や子育て支援センター4施設などの設置により、子ども同士、親同士の場を提供、子育て相談や情報の提供、育児サークルの支援など、こども子育て支援が以前にも増して行われています。このように子育て世代にむけた取り組みは、育児不安の解消につながっていると地域の方々を含めたくさんの方々から感謝の声をいただいております。しかしながら、多くの子育て世代の方々の声を聞いていくなかで、待機児童解消を望む声は非常に大きいものがあります。これまでも、先輩議員などが待機児童の解消に向けて一般質問をしておりますが、しかし未だ解決に至っていないのが現状です。

以上の観点から、今現在の待機児童数は何人くらいでしょうか。

当局は、今の現状をどのように認識されているのか。

年度当初、途中、年度末の待機児童の推移はどのようになっているのでしょうか。

家族形態の多様化（共働き世帯の増加や女性の社会進出が進んだこと）による低年齢児の保育ニーズの高まり、定義変更による隠れ待機児童の表面化、保育士の確保（給与などの処遇改善や働く環境の改善）など、待機児童が減らない原因はたくさんありますが、今後どのようにして待機児童対策を働きかけていくのでしょうか。

まもなく天王こども園が開園を迎えようとしており、今後は待機児童解消につながるのではないかと考えています。もっと民間の事業者に参加していただけたらと思うのですが、現状として民間事業所からの問い合わせなどはあるのでしょうか。当局のご所見をお伺い致します。

一般質問の2つ目、ライフステージにあわせた子育て支援について。

3月定例会（令和3年第1回定例会）の一般質問で、廃止となった高校生等通学費補助事業について質問させていただきましたが、当局の答弁では、教育事業として真に公助が必要な方々に届いていた支援であったかどうか検討する必要がある。さらに移住、定住の観点から、人口移動の大きい10歳から19歳までの若い世代を中心とした転出数を減らすことが重要であることから、代替案の検討において、事業のねらいと期待され

る効果を明確にししながら、将来の社会の担い手でもある若者たちの学ぶ機会の保障を含め、どういったライフステージにどういった支援が有効で必要かを市長部局と総合的な観点から検討してまいりたいとのことでした。市長部局と総合的な観点から検討した結果はどうだったのでしょうか。

ライフステージとは、人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育てなど）によって区分される生活環境の段階のことをいい、家族については新婚期、育児期、教育期などに区分される生活環境の段階のことをいいますが、廃止された出産祝い金、高校生等通学費補助事業に括らず、家族についてのライフステージに合わせた出産から入園、そして小、中、高校入学までのお金が必要なときに、今までのように大きな金額ではなく、少額でもよいですから子育て支援（経済支援）を行うべきと考えますがいかがでしょうか。当局のご所見をお伺いします。

以上、檀上からの質問を終わります。

○議長（西村 武） これより当局より答弁を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、1番鈴木壮二議員の一般質問の1つ目、「待機児童の現状について」お答え致します。

はじめに、ご質問の1点目「今現在の待機児童数は何人くらいでしょうか。当局は今の現状をどのように認識されているのか。年度当初、途中、年度末の待機児童の推移はどうなっているのでしょうか。」について、一括してお答え致します。

待機児童数については、年度内を通じて入退所などによる変動があることから現在、厚生労働省では4月と10月の年2回の公表にとどめております。

本市の今年度の4月1日現在の待機児童数は5人で、昨年度と比較して13人減少しております。民間施設の開園に伴い、本市全体の受け入れ児童数の拡大が図られ、今年度の待機児童数が減少したものと認識しております。

次に、ご質問の2点目「今後どのようにして待機児童対策を働きかけていくのでしょうか。」についてお答え致します。

現制度では、広域利用を含めた利用調整を市町村が行うこととされていることから、今後も引き続き、市内のみならず保護者の就労等に合わせた広域的な調整も行ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目「現状の民間事業所からの問い合わせなどはあるのでしょうか。」かについてお答え致します。

昨年度は、2事業所から問い合わせがございましたが、今年度は、現在のところ新規参入を希望する民間事業者からの問い合わせはございません。今後も引き続き、私立施設も含めた安定的な園運営と待機児童対策に取り組んでまいりますので、ご理解くださいようお願い致します。

次に、一般質問の2つ目「ライフステージにあわせた子育て支援について」お答え致します。

はじめに、高校生等通学費助成事業の代替事業の検討状況であります。令和4年度当初予算編成に向け、高校生世代のみならず、子育てにおけるライフステージに応じた支援策について、財源や期待される効果を含めて、今後検討することとしておりますのでご理解願います。

本市では、今年6月から7月にかけて18歳までの子どもを持つ親1,000人に対し、貧困対策の一環として、子どもの成長環境把握のためのアンケート調査を実施しており、回収率は51.4%でありました。これによると、今後子どものために必要な市の施策として最も多かった意見は、生活や就学のための経済的支援で67.9%、次いで保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供が36.6%、地域における子どもの居場所の提供が33.5%でありました。これらの意見も参考にしつつ、検討に当たっては、子育て支援は少子化対策にも通じることを念頭に、議員ご提案の経済支援のほか、仕事と生活の調和や仕事と子育ての両立支援、子どもの貧困対策などを含めた既存の支援サービスを通じて、子育て支援策の充実を図ることも視野に、総合的な見地から行ってまいりますのでご理解願います。

以上でございます。

- 議長（西村 武） 1番鈴木壮二議員、再質問ありますか。1番鈴木壮二議員議員。
- 1番（鈴木壮二） 待機児童数が5名ということで、前年度より13人減っていることでしたが、民間企業が参入してきてそのようになったということでしたので、さらに待機児童数もゼロにすれば一番いいのですけれども、そうするためには、例えば民間事業者に対して、市としてもっと手厚い支援策とか新しい対策を立てていけばいいと思うのですがいかがでしょうか。
- 議長（西村 武） 伊藤教育部長。
- 教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

本市の待機児童の現状は先ほど答弁したとおり減少傾向にあります。この要因としま

しては、入所希望者数の減少もありますが、民間の小規模保育施設が市内にあいついでオープンしたことも大きいものであります。このように、現状でも市内には公立の7園を上回る民間の就学前施設が8施設あるなど、全て行政が抱えているものではないことをご理解ください。近年、年度当初の本市の待機児童の内訳をみますと、ほぼ0歳児と1歳児で発生しております。裏を返せば、2歳以上で入所を希望する方のほとんどは入所できており、入所定員に達していないということになります。このような状況で民間企業が園を安定的、継続的に経営していくことは厳しいものと考えており、ましてや、市独自で手厚い財政出動を行うことについても難しいものがあるものと認識しております。したがって、新たな対策というよりはこれまで同様、保育士の確保に努めるとともに加え、来年度は天王こども園の受入数を拡充するなどの手法を通じて、待機児童の解消を目指していく考えであります。

なお、待機児童の解消に向けた一つのツールとして、民間の力を活用していくことの視点は議員ご指摘のとおりでありますので、本市への民間事業の参入についてご相談等がありましたら、市としても指導や助言を行っていく考えでありますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） ありがとうございます。今までもいろいろ頑張っていただいているということで、これからもいろいろと待機児童がないようにやっていただければと思います。ありがとうございます。

次の質問の方に移りたいと思います。

いろいろ考え方も、市民の方からも考え方がいろいろと変わっているということで、まず質問の方からと考えると、子どものライフサイクルで見た場合、その年齢層においてお金がかかる場所が変わってくると思うのですが、例えば小学校から中学校、中学校から高校と上に上がるほどに子育てコストは上がっていくと思うのですが、市としてそういうところに支援していくべきと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、ただいまの再質問にお答え致します。

どの年齢層に経済的支援が必要かということでございますが、具体的な内容につきましては先ほども答弁したとおり、財源や期待される効果を含めて、まず今後検討することとなりますが、基本的な考え方としましては議員ご提案のとおり、幅広い年齢層に多

大な支援ではなくても長期的な視点に立った支援策を検討したいと思っておりますので、ご理解をお願い致します。

以上であります。

○議長（西村 武） 1 番鈴木壮二議員。

○1 番（鈴木壮二） ありがとうございます。ぜひとも子どもたちや子育て世帯に寄り添った形で検討していただけるよう、ご提言を申し上げて質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（西村 武） これをもって1 番鈴木壮二議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程はこれですべて議了致しました。

本日はこれで散会します。

なお、9月14日火曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集のほどお願いを申し上げます。

午後 2時52分 散会

